

○財務省告示第五百七十四号
省令第三十号（昭和五十七年大蔵
成十五年八月二十五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成十五年九月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二十九

回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

二十六年法律第一百一号）第十一

の法律及びその条第一項及び国債整理基金特別

会計法（明治三十九年法律第六

号）第五條第一項

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「

非競争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

イ 価格競争

各申込みのうち応募価格の高い

	十一	十	九	八	七		六																				
	イ	イ	振替	額	最	口	イ	口	イ	口	イ	口	イ	口	イ	口	イ	口	イ	口							
	入札発行	価格競争	単位	金額	低額面金	札発行入	非競争入	札発行入	非競争入	札発行入	非競争入	札発行入	非競争入	札発行入	非競争入	札発行入	非競争入	札発行入	非競争入	札発行入							
格	十	額	の	振替	五	百	十	一	百	利	第	国	億	額	発	法	五	額	発	第	う	億	額	割	各	当	も
	五	面	記	替	万	円	九	兆	五	付	一	債	千	面	行	第	万	面	行	十	円	円	り	申	て	の	
	銭	金	載	法	円		十	八	十	国	項	整	四	金	した	万	金	した	一	、	財	額	当	込	る	ら	
	以	額	又	の	億		二	千	二	債	規	基	百	で	利	第	、	で	三	財	融	で	み	の	そ	の	
	上	百	は	規	九		億	八	億	に	定	金	十	一	付	国	債	千	政	資	一	の	応	募	額	を	
	の	円	記	定	千		九	百	九	つ	に	特	五	兆	国	項	整	億	融	資	兆	募	額	を	案	分	
	そ	に	録	に	四		千	十	千	い	基	別	万	五	債	理	基	八	資	金	八	額	を	案	分	に	
	れ	つ	は	よ	百		百	一	九	、	づ	会	円	千	に	金	千	千	特	別	千	を	案	分	に	よ	
	ぞ	き	、	る	四		十	億	億	額	き	計		八	つ	特	五	千	別	会	百	を	案	分	に	よ	
	れ	九	最	も	十		一	億	九	面	発	法		百	い	別	千	千	会	計	七	を	案	分	に	よ	
	の	十	低	の	一		万	六	千	金	行	第		三	は	基	五	百	計	法	十	を	案	分	に	よ	
	応	九	額	面	万		三	千	百	額	した	五		十	づ	会	七	十	計	法	七	を	案	分	に	よ	
	募	円	の	金	三			八	百	で	た	条		六	き	計	十	十	法	七	を	案	分	に	よ		
	価	九	と	簿				八	八					六	、	計	十	十	法	七	を	案	分	に	よ		

ロ 非競争入

札発行

十二 利率

十三 経過利子

の払込み

額面金額百円につき九十九円九

十七銭

十年〇・三パーセント

(一) 募入決定の通知を受けた者

は、払込金額に加え、次の算

式により算出した金額を第二

十号に規定する期日に払い込

むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される

ものとして振替口座簿中の口

座に記載又は記録されるもの

については、前記(一)の算式によ

り算出した金額から当該金額

に百分の二十を乗じた金額(た

だし、当該国債を発行時におい

て取得する者が非居住者又は

外国法人である場合には、前記

(一)の算式により算出した金額

に当該非居住者又は外国法人

が適用を受ける所得税の税率

を乗じた金額)を控除すること

ができる。

平成十五年十二月二十日を支払

期とし、次の算式により算出し

た金額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払う(以

下、次号及び第十六号において

規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以

毎年六月二十日及び十二月二十

